

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則

ページ

一

人事委員会

人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月三十一日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・三十九・三十一

人事委員会規則七・三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員規則七・三十九(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

附則別表準へき地学校の項中

「
気仙沼市立大島小学校
南三陸町立名足小学校

「
気仙沼市高井四〇の二
本吉郡南三陸町歌津字中山三四

」を

「
気仙沼市立大島小学校

「
気仙沼市高井四〇の二

」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。